

第 179 回：給与計算の注意点について

毎月の給与計算をするにあたり、社会保険料や源泉所得税の算出方法は間違えやすいので、今回は給与計算の注意点を簡単に取り上げます。

■基本給と諸手当

基本給と諸手当の支給金額は、各企業が給与規定に則り定めることができます。

注 意 点

- ① 現物支給：基本給与は一般的に金銭での支給ですが、物や権利といった**経済的利益**にて支給される場合もあります。
- ② 最低賃金：都道府県毎に**最低賃金時間額**が決まっており、毎年見直しされています。※1
- ③ 時間外手当・深夜残業手当・休日出勤手当：労働基準法によって**割増率**が定められています
- ④ 通勤手当：一定の条件を超えると**非課税対象から課税対象**になります。※2

※1 都道府県毎の最低賃金時間額は厚生労働省のホームページに掲載されています。

〈東京都：1,013 円/時・神奈川県：1,011 円/時・埼玉県：926 円/時・千葉県：923 円/時 令和元年 10 月 1 日発行分〉
厚生労働省の HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/

※2 通勤手当の非課税限度額は国税庁のホームページに掲載されています。

国税庁の HP：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/tsukin/index2.htm>

■社会保険と雇用保険

社会保険制度とは、健康保険・介護保険・厚生年金保険・労災保険・雇用保険の 5 つの保険があり、保険毎に支払の義務・支払金額・料率が異なります。

注 意 点

- ① 介護保険：40 歳以上 65 歳未満の方は、介護保険料を支払います。
- ② 雇用保険：業種に応じた割合で雇用保険料を支払います。
- ③ 健康保険・厚生年金保険・介護保険：算定基礎届による標準報酬月額の見直しは、年 1 回（保険料変更月は 9 月）となっておりますが、給与・通勤費が変わった時に**随時改定**をすることもあります。

■源泉所得税

源泉所得税は収入に対してかかる税金の為、従業員が全額負担します。毎月控除する源泉所得税額は仮の金額となり、12月に年末調整で確定します。

注 意 点

- ① 扶養人数：子供は16歳以上が対象です。

■住民税

住民税は前年の収入※3を基に、居住している地方自治体が計算をします。税額は地方自治体から、通知書が送られてくるため、源泉所得税や社会保険のような金額の算出は不要です。

注 意 点

- ① 税額：地方自治体（市町村民税・道府県民税）によって住民税の税額は異なります。
- ② 税額の変更時期：6月から変更となります。通常、6月と7月～5月の金額は異なります。

※3 当年ではなく前年の収入から税額が決まります。

以上のとおり、給与計算の算出方法は間違えやすい為、注意すべき点を抑え慎重に計算をすることが大切です。

ご不明点等は当事務所までお気軽にお問合せ下さい！